平成２２年（フ）第７５３号
埼玉県八潮市八潮４丁目５番地１　グリーンパーク第10八潮406号室
債務者　島貫　忠次
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
三重県度会郡玉城町中楽466番地
債務者　有川　大介
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
山口県宇部市大字東須恵1129番地11、旧住所山口県宇部市大字東須恵2277番地の１
債務者　佐々木千亜紀
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２号
北海道紋別郡雄武町字沢木343番地の１
債務者　坂本　幸一
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第２３号
北海道紋別市落石町２丁目７番地の74
債務者　池田　光幸
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第５８号
静岡県掛川市富部564番地の５　ネクシア桜木201号
債務者　河原﨑隆弘
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
静岡県掛川市下俣842番地　葵荘Ｃ27号
債務者　奥田　富夫
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３３６５号
名古屋市北区福徳町７丁目71番地の３シーダ福徳406号
債務者　水野　義章
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５９２号
名古屋市中川区中島新町３丁目2308番地　ニシベビル302号
債務者　スナック光こと　北村　広美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５９３号
名古屋市緑区森の里２丁目６番地　森の里荘10棟109号
債務者　北村　嘉子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６３６号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘12棟308号
債務者　上山　直樹
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１４号
埼玉県春日部市８丁目４番地、前住所埼玉県加須市愛宕１丁目７番９号
債務者　齋藤　達也
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５３１号
千葉市花見川区検見川町１丁目715番地２ヴェルドミール201号
債務者　石井　頼命（旧姓安原）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９３号
新潟県柏崎市関町13番11―104号　サンハイツミナミ５、申立時の住所新潟県柏崎市高柳町岡野町578番地２
債務者　矢代　暁大
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
岡山県総社市駅前２丁目９番７号
債務者　漁府　敬子（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
岡山県都窪郡早島町若宮17番地１
債務者　大城佳津子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
岡山県総社市三輪989番地　レオパレス総社南ソレイユ106
債務者　楢本　幸一
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係